

答弁書第一四号

内閣参質一七〇第一四号

平成二十年十月三日

内閣総理大臣 麻生太郎

参議院議長 江田五月殿

参議院議員藤末健三君提出国立大学法人の会計制度の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出国立大学法人の会計制度の改善に関する質問に対する答弁書

お尋ねについて、文部科学省では、外部有識者を構成員とする「国立大学法人会計基準等検討会議」における検討を経て、平成十九年十二月十二日に「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」「報告書」を改訂し、セグメント情報の開示に係る区分及び開示内容については「国立大学法人等は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる」とした上で、本年一月に国立大学法人等にその旨を通知（平成二十年一月十一日付け文科高第五百九十三号文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）した。

文部科学省では、引き続き、国立大学法人等に対して、より詳細なセグメント情報の開示を促すこととしている。

